

信州型自然保育認定・登録制度（案）

平成 26 年 10 月 24 日

はじめに

幼児期から児童期における様々な体験は「人生の根っこ（原体験）」として、子どもが将来にむけて社会的に自立していくために必要不可欠である。

保育者、保護者、学校関係者、地域住民などの大人たちが、子どもの育ちにとって保育や幼児教育がどうあるべきかという共通課題に対して、子どもの育ちの環境や大人の関わり方を見つめ直すきっかけのひとつとして、子どもの多様な体験を重視する保育や幼児教育のあり方についての研究を深めたり、学びあえる環境を整備することは重要である。

自然に対し畏敬の念をもって真摯に向き合うことを子どもに伝え、子どもが生まれながらに持っている遊びや活動を能動的に創り出す力を尊重しつつ、子どもの興味関心が広がるような様々な発見につながる時間とプロセスと大切にする実践が充実すれば、子どもの主体性、社会性、創造性などはより育まれると考える。

以上のような考えに基づき、信州の自然環境や地域の様々な資源を積極的に活用した屋外での体験活動が子どもにとって必要不可欠であることを長野県の共通認識とし、実践の「見える化」や、質の向上を図るため「信州型自然保育認定・登録制度」を構築する。

子どもと共に様々な体験活動に取り組み、さらに深めたいと考える人たちが学び続けることのできる制度を目指し、認定・登録団体が増えることによって、制度自体もさらに成熟し進化していくものと期待する。

1. 信州型自然保育の定義

「信州の自然環境や地域資源を積極的に活用する屋外での多様な体験を基軸とした活動」を幼児期以降の子どもと共に実践する保育、子育て、幼児教育の総称。

既存の保育、幼児教育、野外保育等のいずれにもつながるものであり、様々な体験活動を通じて、子どもの主体性、社会性、創造性、自己肯定感等が育まれる実践であれば、活動フィールドや実践内容、指導法等は幅広く許容されるものとする。

県内各地の保育や幼児教育において、自然の中での体験活動等における子ども、保護者、保育者等のニーズや県が定めた基準を満たす特色ある実践を「信州型自然保育」として登録または認定し、実践の社会的認知と信頼性を担保しつつ県内全体の保育と幼児教育の向上発展に寄与する。

2. 信州型自然保育の基本理念

① 多様な体験活動を基軸とする保育や幼児教育を通じ、子どもの心情、意欲、態度を育む

子どもの成長は体験に基づく連続的な自己発見のプロセスであり、幼保小連携につながる一貫的な保育や幼児教育を意識しつつ、自然のようにできるだけ構成されていない環境の中で、子どもが自由に思いっきり遊べる時間を保障することが重要である。

② 多様な体験を通じて豊かな人間力を育成する

これからの社会において、主体性、社会性（コミュニケーション能力等）、創造性、グローバルな視点や価値観といった多面的な人間力が益々求められる。

子ども時代からの様々な体験の蓄積は、子どもの自尊感情や自己肯定感の獲得と、将来に向けた人格形成において有益であり、「ひとづくり」を掲げる長野県として重要な視点である。

③ 長野県の豊かな自然環境を子育てや保育の資源としてアピールする

県が実施した「子ども支援アンケート」では「長野県の子育て環境で良いところは」という問いに対し「自然環境に恵まれているところ」という回答が最も多く 87.5%であった。

全県の 78%（全国 3 位）を占める森林、県民の暮らしを支える里山、農地、河川など、信州の魅力的な自然環境の利点を最大限に活かした様々な体験活動（自然体験、農林業体験、伝統行事への参加、地域活動等）や日常の生活体験が、子育てや保育、教育における有益な資源であることを県内外にアピールすることで、少子化対策や県外からの移住促進に寄与する。

3. 制度の名称

「信州型自然保育認定・登録制度」とする。

4. 制度の目的と内容

① 信州型自然保育の認定・登録と周知

長野県が独自に定める「信州型自然保育」の理念や趣旨を県内の保育や子育て関係者と共有することを目的に、信州型自然保育に関する基準を満たした団体に認定・登録を付与し、県のホームページその他での周知を通じて県内外に積極的にアピールする。

認定・登録は、団体の実践を画一的に縛る仕組みではなく、団体それぞれの豊かな実践の良さが示されるよう配慮し、子どもの様々な体験活動の重要性に賛同する人々の意欲を喚起し、自発的な実践を促すような制度にしたい。

認定・登録は、団体の実践の優劣を比較するものではなく、子どもの体験活動に関する理念や実践を共有できる団体どうしが、自らの実践に自信と誇りを持ちつつも友好的メンバーシップを築くためのプラットフォームである。

認定・登録された実践内容に関する情報を集積し、広く公開することによって社会的認知や信頼性の向上を図り、県内の保育や幼児教育、子育てに関わる様々な団体がさらに参加しやすい環境を整える。

② 「信州型自然保育ガイド」を作成し、信州型自然保育への関心と理解を促進する

様々な体験活動の事例を中心に構成される「信州型自然保育ガイド」を作成し、信州型自然保育の具体的かつ客観的な理解を広げ、体験活動のノウハウが県内の保育関係団体や小学校関係者、保護者、地域住民等の中で蓄積され共有されることを目指す。

同ガイドは定期的に内容をアップデートし、県のホームページから誰でも閲覧およびダウンロードできるようにしつつ、認定・登録を希望する団体が申請時にガイドを活用したり、団体施設内に設置保管して関係者が日常的に閲覧できるよう配慮する。

③ 研修会を開催し、自然保育に取り組む団体どうしの学びあいと交流を促進する

信州型自然保育の認定・登録を受けた団体の保育者や運営者を中心に、体験活動を実践する際の安全管理や指導法、保育者等の人材育成などをテーマとする研修会を開催し、相互理解やノウハウの共有、そして新たに自然保育に取り組もうとする人々も巻き込みつつ、学びあいと交流が広がることを目指す。

研修会のイメージ

- ・研修会の人数規模は1回あたり20人から50人程度を想定。
- ・参加者が参加する度にステップアップできるプログラムや修了証等の付与も検討。
- ・参加者に応じて「現場リーダー用、運営者用、保護者用」などの研修テーマやグレードの設定も検討。
- ・参加者に対する経費や開催時間の負担軽減などを配慮する。

④ 幼保小の連携促進に寄与する

小学校関係者へも研修会等への参加を積極的に呼びかけ、日常的な交流へとつながりつつ、保育園、幼稚園、認可外保育施設等と各地域の小学校とのネットワークが広がり、従来からの重要な課題である「幼保小連携」の促進に寄与することを目指す。

5. 認定と登録の位置づけ

自然環境や地域資源等を活用した体験活動に計画的かつ継続的に取り組んでいる団体を「登録団体」とし、時間的にも内容的にもさらに多様な体験活動を実践し、その内容や子どもとの関わり方などが他団体のモデルとして認められる団体を「認定団体」と規定する。

認定・登録された団体には県が認定証および登録証を付与すると共に「信州型自然保育」

の表記やシンボルマーク等を使用できるものとする。

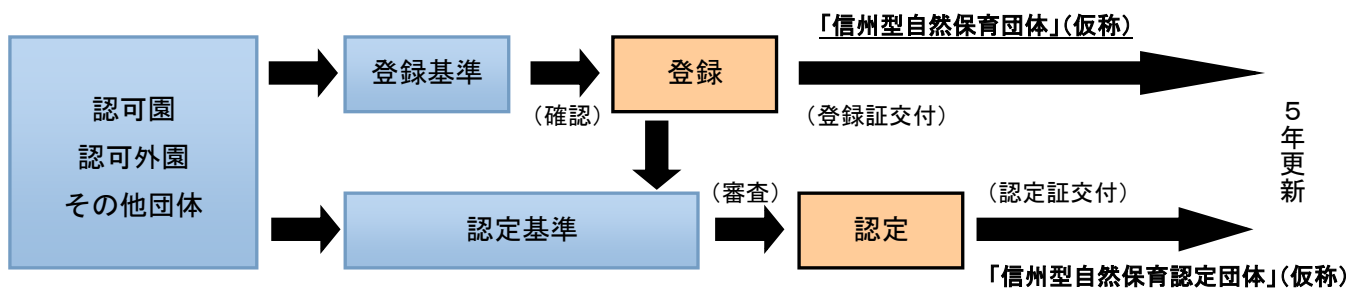
認定および登録は、それぞれの団体を取り巻く環境や運営理念等に応じて選択する仕組みであり、団体の上下関係や、運営体制、保育内容等の優劣を示すものではない。

また、あくまでも信州型自然保育の実践内容を認定・登録する制度であって、自然保育を実践する団体の許認可制度ではない。

使用例：〇〇団体は、県の認定を受けた「信州型自然保育」を実践している団体である。

〇〇団体の実践は「信州型自然保育」として県の認定を受けている。

6. 認定・登録の枠組み



登録について

- 信州型自然保育の理念に賛同し、子どもに多様な体験活動を提供している団体は、登録申請を行い、県の確認もって「信州型自然保育団体（仮称）」を称することができるものとする。
- 「登録団体」は、登録基準を満たすことにより、子どもに対して屋外での体験活動を実践する保育施設として必要な環境を整備しているものとする。
- 体験活動に取り組む団体が相互につながり、交流しつつ学びあうことによって、信州型自然保育の理念と実践が県内各地に普及することを目指すため、できるだけ多くの団体に参加を呼びかける。（年数回開催予定の研修会への参加を条件とする。）

認定について

- より多様なフィールドを活用し、かつ多様な体験活動を実践していることについて、実践内容や実践量に関する詳細な記録を残し、それを県に提供し、県が公表することに同意することを申請の条件とする。
- 申請および審査手続きを経て、信州型自然保育の理念を深く理解し、団体としての信念をもって創造的な体験活動に積極的に取り組んでいる様子が、他団体の「モデル」になりうると認められる団体に対して認定を付与する。呼称は「信州型自然保育認定団体（仮称）」とする。

- 「認定団体」は、より多様な体験活動に積極的に取り組んでいる特徴をもつ団体として社会に認知されるよう県が積極的に周知すると共に、「認定」を受けた団体も、自然環境含む地域資源を活かしてより多様で特徴的な体験活動に幅広く取り組んでいることを、自ら積極的にアピールすることができる。
- 認定を受けた団体は、実践に関する記録が県に集積されること、そして「体験活動が子どもに与える影響」等に関する調査研究の基礎データとして活用されることに同意するものとする。
- 年数回開催予定の研修会への参加を条件とし、認定団体においては、研修会の講師等を依頼することも想定する。

7. 登録の手続き

登録を希望する団体は、登録申請書類に必要事項を記入し提出し、県の確認を経て登録とする。登録手続き完了後、県が登録証を付与し団体名等を公表する。

登録団体は、各団体のホームページ等を通じて実践についての情報を公開し、対外的な説明責任を果たすものとする。なお、登録団体が認定申請をすることは妨げない。

登録申請

- ・ 申請要件を満たしていることを確認した上で、申請要領に従い申請書を作成する。（申請書類とあわせて、年間保育計画等、実践活動の内容がわかる資料等を添付する）
- ・ 申請者は作成した必要書類等を郵送または持参により提出する。
- ・ 申請に関する書類はすべて公開を前提とする。
- ・ 申請時期は年1回とする。

申請内容の確認と登録

- ・ 登録申請書類の内容に不備のないことが確認されたのち、県が登録証を付与し県のホームページ等で公表することにより登録完了とする。

登録期間

- ・ 登録は5年ごとに再登録の手続きを必要とする。（登録団体が認定団体の認定を受けた場合、それ以降は認定手続きに従う）

再登録手続き

- ・ 登録を受けた団体は、登録された年度含め5年が経過する際に、別途定める「再登録申請書」を提出し、県による実践状況の確認を受けた上で登録更新できるものとする

登録取り消し

- ・登録後に申請要件を満たさなくなった場合や、法令違反等の一定の取り消し事由が発生した場合には登録が取り消される場合がある。
- ・また、活動について十分な情報公開がなされず、実践内容の確認が困難な場合にも登録を取り消すことができるものとする。(登録が取り消された団体は、翌年度以降に再度申請手続きを行うことであらためて登録が可能)

登録団体の責務等

- ・登録を受けた団体は、登録を受けた年から5年間、団体施設内の見やすい場所に登録証を掲示するとともに、ホームページ等にて申請書類および毎年の活動報告を公開するものとし、また行政や保護者等の求めに応じて常に閲覧できるようにしなければならない。
- ・登録団体の保育者や運営者は、自然保育や体験活動時に必要な知識(安全管理や指導法等)やノウハウ等を修得し、団体間の交流を促進するため、研修会に毎年度1回以上の参加を義務付ける。(保育補助者として関わっている保護者も参加することが望ましい。)

登録にかかる費用

- ・登録にかかる費用は無料とする(申請に関する郵送料その他の経費は申請者の負担)

8. 認定の手続き

認定申請した団体の自然保育の実践内容とその質について、認定者(認定審査委員会と県)は現地視察と運営代表者のヒアリングを行った上で認定基準に従い審査し、認定団体に認定証を付与する。認定を受けた団体は、実践について積極的に情報公開することで対外的な説明責任を果たすものとする。

認定申請

- ・申請要件を満たしていることを確認した上で、申請要領に従い申請書を作成する。(申請書類とあわせて、年間保育計画等の実践活動の内容がわかる資料等を添付する)
- ・申請者は作成した必要書類等を郵送または持参により提出する。
- ・申請に関する書類はすべて公開を前提とする。
- ・申請時期は年1回とする。

認定（認定更新） 審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・信州型自然保育の認定および認定更新のため、認定審査委員会を設置する。
審査	<ul style="list-style-type: none"> ・団体から提出された申請書類等をもとに、認定審査委員会が現地視察や関係者等のヒアリングを行った上で認定基準を満たしているかどうかを審査し、認定の可否について判断して県に答申する。
認定	<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査委員会からの答申を踏まえて、知事が信州型自然保育の認定を付与する。
認定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・認定は5年ごとに更新手続きを必要とする。
認定更新手続	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた団体は、認定期間の5年間が経過する際に、別途定める「認定更新申請書」を提出し、認定審査委員会ならびに県による現地視察を受けることにより、認定を更新することができる。
認定取り消し	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた団体が申請要件を満たさなくなった場合や、法令違反等の取り消し事由が発生した場合には、認定が取り消しされる場合がある。
認定団体の責務等	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた団体は、<u>認定を受けた年度から5年間</u>、団体施設内の見やすい場所に認定証を掲示するとともに、団体のホームページ等にて申請書類や毎年の活動報告を公開するものとし、また行政や保護者等の求めに応じて常に閲覧できるようにしなければならない。 ・認定団体の保育者や運営者は、自然保育や体験活動時に必要な知識（安全管理や指導法等）やノウハウ等を修得し、団体間の交流を促進するため、研修会およびに毎年度1回以上の参加を義務付ける。（保育補助者として関わっている保護者も参加することが望ましい。）
認定にかかる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・認定にかかる費用は無料とする（申請に関する郵送料その他の経費は申請者の負担）

9. 認定・登録の申請要件

認定および登録の申請に際しては、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 申請時点において、長野県内に活動の拠点を有し、継続的な保育実践を行う運営体制を持つ団体であること。(ただし法人格の有無は問わない)
- ② 申請前の5年間、団体および運営責任者が福祉や教育関係の法令等の違反を事由として刑事罰や行政処分を受けていないこと。
- ③ 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- ④ 企業・団体にあつては代表者や役員又は保育従事者、個人にあつては申請した本人又は保育従事者が、以下のいずれにも該当しない者であること。
 - ・認定申請日の属する年の2年前の年の1月1日から申請日までの間に、児童福祉法第18条の19の規定に基づき保育士の登録を取り消された者
 - ・認定申請日の属する年の2年前の年の1月1日から申請日までの間に、教育職員免許法第10条の規定に基づき教育職員免許状が失効した者又は同法第11条の規定に基づき教育職員免許状を取り上げられた者
- ⑤ 実践内容について関連書類等の開示含め、広く一般に向けて公開可能であること。
- ⑥ 信州型自然保育ガイド(実践指針・手引き)の内容を理解するとともに、団体施設内等に常備保管すること。(ガイドの作成完了以降に適用)
- ⑦ その他、本制度の趣旨に照らして問題と見られる事実が認められないこと。

実践報告の提出について

認定団体ならびに登録団体は、毎年度末に県が定めた所定の書式によって実践報告を提出するものとする。

素案より修正した点について**①量的基準の設定と質的基準の考え方**

屋外での体験活動の量的基準として「一日当たり平均 60 分以上の時間を確保する」ことを登録基準、認定基準の両方に設定する。

認定基準において量的基準はそれのみとし、むしろ各団体の実践の具体的内容を詳細に記録報告していただき、それを公開することを認定基準として設定することで社会的信頼性等の担保とする。

認定団体は、登録団体以上に、一層多様な体験活動を実践していることを示してもらうため、必然的に登録の量的基準（時間）を超える実践が行われているものと解釈する。

②認定審査の考え方

申請した団体が創意工夫しながら様々な体験活動に対して主体的かつ積極的に取り組んでいる様子や、保育者の子どもに対する関わり方において、子どもが思う存分遊べる時間を保障し、子どもが体験を通して本来持っている自ら育つ力が刺激されるような環境を提供できている様子を申請内容の確認と現地視察を通して審査し、他団体のモデルとして県が様々な場面で紹介できると認められる団体を認定する。（質的な審査を重視することで、結果として実践量も確保されると考える）

認定・登録基準において記録と報告を重視することのねらい

体験活動を量的に計る基準を設定しつつも、体験活動の内容の豊かさや質の高さをより問う基準を重視する。登録、認定ともに実践内容の記録と報告を重視することは、実践に関する情報を共有し相互に学びあえる環境が広がることに資することであり、各団体が自らの保育内容を見つめ直すきっかけとなったり、保育内容が社会的に「見える化」されることにつながると考える。

より詳細な記録を残し提供することを条件とする「認定団体」を先進的かつ積極的な実践のモデルとしつつ、体験活動についての理解の裾野が広がることで長野県全体の保育の質が高まり、多様な子どもたちの個性や能力を引き出すための子育て環境が充実されるものとする。

できるだけそれぞれの団体の実践の特徴や豊かさが理解でき、実践例を集積し共有できる仕組みにすることが、長野県のすべての保育、幼児教育関係者にとってメリットあるものとする。